

第4号議案

豊後大野市国民健康保険条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)における被保険者の適用除外の取扱について、その他特別な事由がある者を条例で定める必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 3 章 保険給付（第 4 条－第 6 条）
第 4 章 保健事業（第 7 条－第 9 条）
第 5 章 国民健康保険税（第 10 条） を
第 6 章 雑則（第 11 条）
第 7 章 罰則（第 12 条－第 15 条） 」

「 第 3 章 被保険者（第 4 条）
第 4 章 保険給付（第 5 条－第 7 条）
第 5 章 保健事業（第 8 条－第 10 条） に
第 6 章 国民健康保険税（第 11 条）
第 7 章 雑則（第 12 条）
第 8 章 罰則（第 13 条－第 16 条） 」

改める。

第 7 章中第 15 条を第 16 条とし、第 12 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げ、同章を第 8 章とする。

第 6 章中第 11 条を第 12 条とし、同章を第 7 章とする。

第 5 章中第 10 条を第 11 条とし、同章を第 6 章とする。

第 9 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 4 章中第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、同章を第 5 章とする。

第 3 章中第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、同章を第 4 章とする。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 被保険者

（被保険者としない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のない者は被保険者としない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊後大野市国民健康保険出産資金貸付基金条例の一部改正)

2 豊後大野市国民健康保険出産資金貸付基金条例（平成 17 年豊後大野市条例第 290 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。